EC O N Y & A L S

介護と家計を考える

×

第

1

回

高額医療 ·高額介護合算療養費制度、 が重なったら

「医療費」もかかる 高齢になると「介護費」だけでなく

衰弱」 必要となった主な原因は、「その他・不明 基礎調査 次いで「脳血管疾患(脳卒中)」「高齢による 不詳」を除くと、「認知症」が最も多く、 なくありません。厚生労働省の ていますが、認知症の中には、 卒中)」の方が「認知症」よりも多くなっ 男女別でみると、男性は「脳血管疾患 介護は、病気や入院から始まることが少 の順となっています【図表1】。 (平成28年)」によると、 脳卒中が要 「国民生活 介護が (脳

要介護状態になってしまったというケース も珍しくないのです。 は取り留めたものの、 倒れて、救急車で急性期病院に搬送。一命 と言われています。例えば、脳卒中で急に 因で現れる血管性認知症が約2割を占める 半身不随になって、

となると、介護が始まる前に、すでに医

が1300万円の場合、2割負担なら26

保険サービスの自己負担費用を含む)

万円以上です。 200万円以上、

仮に、

とその他の合計所得金額」が、単身世帯で ています。負担増となる目安は、「年金収入 て1割から2割へと引き上げる方針を決め

2人以上の世帯で320 70歳以降の総医療費

生涯医療費の平均は、 成29年度)」によると、一生のうちにかかる だけで、貯金が底をついたということがな 女性2831万円です。このうち半分が 療費がかかってくる可能性が高く、 府は、75歳以上の負担割合を、所得によっ すれば、負担はかなり軽減できるはずです。 し、医療保険の高額療養費制度などを適用 は年齢と年収により1~3割となります 70歳以降でかかります。 いように備えておかねばなりません まず、医療費の負担を見てみましょう。 とはいえ、国民医療費の増加を受け、 厚生労働省が発表した「生涯医療費 男性2622万円 実際の自己負担額 医療費 宷

> 円の自己負担となります。医療費として、 0万円の自己負担、 3割負担なら390万 など多数。

300~400万円かかるということです。

7100円となっています。これに対し、 べて4倍前後に急増します。 65歳以降になると、医療費が65歳未満に比 4300円と、本格的な年金生活に入る 65歳以上·男性79万6600円、 65歳未満·男性18万9500円、 度)」では、 このほか、 人口1人当たり国民医療費が、 「国民医療費の概況 なお、 女性 69 (平成30年 女性18万 ここに

平均54・5カ月(4年7カ月)となってい る人は、介護を始めてからの経過期間)は によると、介護期間(現在介護を行ってい しょうか? 生命保険文化センターの調査 方、介護費用は、どの程度かかるので また、介護に要した費用 (公的介護

保険適用外の費用は含まれていません。 市販の医薬品の購入費用や予防接種など



イナンシャルプランナ 黒田 尚子

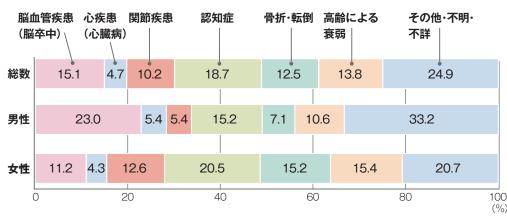
病気に対する経済的備えの重要性を訴

える活動を行うほか、老後・介護・消費者問

題にも注力。著書は『三大疾病ライフプラン ニングハンドブック』(金融財政事情研究会)

>>> 介護と家計を考える

【図表1】65歳以上の要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因



出典: 『令和2年版高齢社会白書』(内閣府) 掲載資料『国民生活基礎調査』(厚生労働省・平成28年) を一部修正

老人ホームなどの施設を利用するの 介護の場所」によって異なります。

均7・8万円です。

この金額を介護期間 トータルで494・1

-均で計算すると、

万円となります。

基本的に、介護の費用は、

在宅で介護

費用の合計が平均69万円、

月々の費用が平

住宅改造や介護用ベッドの購入などの一時

費用は個々の状況によりケースバ ということです。 いった大きなお金が 医療で300 スですが、 医療の場合も、 先のデータをみた限 方円、 介護の場合も、 介護で500万円 かかる可能性がある 出りでは イケ か か

るようになっています。かかる医療費や介護

サービス費に対して、

「月単位」の負担軽減

とは、 高額介護合算療養費 どのような制度?

老人ホームや老人保健施設、

介護付き有料

・ビスを利用するのか、あるいは特別養護

08年 負担の合計額が一定額を超えた場合、 がかかる場合の負担軽減のしくみとして、 **差額が支給**されるというものです。 「高額医療・高額介護合算療養費制度」(以下、 合算療養費」 このように、 医療保険と介護保険のそれぞれの自己 -4月から始まった比較的新しい制度 医療費だけでなく介護費用 があります。これは、 2

です。 険の利用者は、 えた場合、 などが一定の限度額を超えた場合、 保険版で、 な医療費が1カ月に一定の負担限度額を超 軽減のしくみがあります 保険には 戻ってきます。 元々、医療保険には「高額療養費」、 「高額療養費」は、 「高額介護サービス費」は、 「高額介護サービス費」という負担 同じく1カ月に介護サービス費 超過分のお金が戻ってくる制度 年齢や所得に応じた1~3 要するに、 入院や手術などで高額 医療や介護保 その介護 超過分 介護

割の自己負担に加えて、

「月単位」

で負担限

67

万円は月額に換算して約5・5万円です

かなど、

制度 高額医療·高額介護合算療養費 の利用方法は?

単位」で負担を軽減できるというわけです。 があっても、なお、重い負担が残る場合に

できません。 介護費用を子どもが支払っていても合算 期高齢者医療制度に加入していたりすると、 保険に加入していたり、 ですから、 護保険の費用です。 月31日までの間の1年間で、 世帯で同じ医療保険に加入していること。 合算療養費の対象は、8月1日~翌年7 同居していても夫婦別々の医療 合算できる条件は、 親が75歳以上で後 医療保険や介

F す。 67 用を受けた上で、 間67万円を超えると払い戻しが受けられ 終的に負担した医療費と介護費の合計が 未満で年収370~770万円の場合、 ります【次ページの図表2】。例えば、 ・ルが高そうですよね。 万円以上を満たすとなると、 負担限度額は、 高額療養費や高額介護サービス費の 合算療養費の負担限度額 年齢や収入によって異な ただ、 負担限 かなりハー 70 歳 度額

う必要はありません。 た場合に、 度額が定められており、 新しく導入された合算療養費では、 同じ世帯で医療と介護の両方を利用 「年単位」で自己負担が軽減でき その額以上は支払 さら

【図表2】高額医療・高額介護合算療養費制度 世帯の負担限度額

所得区分	70歳以上 の方 ^{※2}	70歳未満 の方 ^{※2}
年収約1160万円~ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
年収約770万円~1160万円 標準報酬月額53~79万円 課税所得380万円以上	141万円	141万円
年収約370万~770万円 標準報酬月額28~50万円 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般(年収約156万~370万円) 健保:標準報酬月額26万円以下 国保・後期高齢者医療保険: 課税所得145万円未満※1	56万円	60万円
市町村民税世帯非課税	31万円	
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円※3	34万円

中には、毎月これくらいの額を負担してい る方もいらっしゃいます。 抗がん剤治療を受けているがん患者さんの また、月々の医療費が、 高額療養費等の

そのままであれば、 要介護状態になり、 場合も、 がんで入退院を繰り返し医療費45万円、 算療養費の適用になる可能性があります。 負担限度額に達せず、 療費5万円、介護サービス費45万円、 【図表3】。夫婦とも70歳以上の方で、 もう少し具体的な事例で説明しましょう 、ービス費5万円がかかっている場合、 年間を通じての負担があれば、 世帯の負担額は10 介護施設に入所して医 適用が受けられない 夫は 介

> 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合 及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

対象世帯に 70~74歳の方と 70歳未満の方が混在する場合、まず 70~ 74歳の方の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と 70歳未 満の方の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

担当窓口です。該当するかど

保険および基準日(毎年7月

されない。

%3 ービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

すので、 続きが完了すれば、 郵便物には注意しておきましょう。 送付時期等は自治体によって若干異なりま 送付は12月あるいは1月以降となります。 確定し、その後に支給手続きを行うため、 は、 介護保険ともに、 れてきます。申請書に関しては、 各自治体で介護保険と連携が取られて 対象者にはお知らせや申請書が送ら 対象になりそうなら、 10月以降に自己負担額 約2カ月後に振り込ま その時期の 医療保険 申請手

31日)に加入する医療保険の

受けると、 度額を差し引いた44万円が が一般の場合) 算療養費として戻ってきます。 申請先は、各自治体の介護 56 万円 の世帯の負担限 (所得区分

②支給金額が500円以下の場合は、 ①医療保険または介護保険のどちらか 注意点があります。 自己負担額がゼロの場合は利用できない。 合算療養費を利用する際には、 主な点は次の通りです。

④70歳未満の医療費は、 ③食費・居住費・差額ベッド代などの医療 く、2万1000円未満は対象外 介護保険の適用とならない費用は対象外。 高額療養費と同じ

⑤高額療養費や高額介護サービス費として 払い戻された額は含まない

⑥申請期間は、基準日(毎年7月31日) 起算して2年以内。 だし、死亡の場合は死亡日) の翌日 から た

に記載されている「○○健康 お手持ちの健康保険証の券面 認してみましょう。連絡先は すので、迷ったら担当窓口に確 うかの見極めは難しいと思いま

保険組合」というところです。

なお、

国民健康保険や後期

高齢者医療制度にご加入の方

⑦申請書には、計算期間内に複数の医療保 険に加入していれば、その加入歴を本人・ 履歴を確認しておく。 被扶養者ともに記入する必要があるの

限界があることも 公的制度だけでは 希望する介護によっては、

マストアイテムです。 制度は、 額介護サービス費、 これまでご説明してきた高額療養費や高 高額な医療や介護のお金に備える 是非とも活用していただきた 合算療養費などの公的

や介護費が対象になるわけではありません。 意点でも列挙したように、 ただし、これら公的制度は、 すべての医療費 利用時の注

52

いくつか

利用する場合の注意点は? 高額介護合算療養費制度

万円です。それが合算療養費制度の適用を

>>> 介護と家計を考える

【図表3】

す。そして、

第1号被保険者

(65歳以上) と第2号被保険者

夫婦とも70歳以上の事例 (所得区分:一般の世帯)

要注意です。原則として、

公的

介護保険の加入者は40歳以上で

給付の対象が限定されることも

さらに、公的介護保険の場合、

はいえません。

れば、公的制度だけでは十分と



夫(74歳)世帯主 要介護度4で介護施設に入所 5万円 一旅へ 介護サ 45万円 ビス費 自己負担の合計 50万円



妻(72歳) がんで入退院を繰り返す 医療費 45万円 介護サ 5万円 ビス費 自己負担の合計 50万円

- ①医療費50万円+介護サービス費50万円=世帯の負担額100万円
- ②世帯の負担額100万円ー合算療養費制度による世帯の負担限度額56万円 =44万円が超過
- それぞれの保険者から支給される

③超過分44万円は、 医療と介護で按分し おり、 かし、 ける場合(横出しサービス) スを受ける場合(上乗せサービ は選択肢の幅を広げたいのであ 全額自己負担となります。 に応じて支給限度額が決まって)希望で充実させたい、あるい 割の自己負担で済みます。 ビス、生活支援サービスを受 つまり、医療や介護をご自分 や、 それを超えて介護サービ その範囲内であれば原則 介護タクシー、 配食サ は、

あるいは病院に支払う医療費以 たいという方もいるでしょう。 治療に専念するため個室に入り を受ける可能性もありますし、 外に通院のための交通費や宿泊 方もいます。 やサプリメントに費用をかける 健康維持のための健康食品

介護費については、 要介護度

民間保険を活用した解決法

を補完することにあります。 そこで活用したいのが民間保険の活用で そもそも、 民間保険の役割は公的保険

保険は「現物給付」であるのに対し、 護保険は、所定の要介護状態となった場合 の介護保険は「現金給付」となりますので、 金を受け取ることができます。 年齢を問わず、条件を満たせば一定の給付 に給付金が受けられる商品です。 介護の例で考えてみましょう。 民間 公的介護 民間

護リスクに対応した民間の介護保険は注目 発売されるなど、高齢者の増加に伴い、 生命保険と同じく、 分野の一つです。 最近では、認知症に特化した介護保険が そして、 加入の目的や保障期間 介護保険も他 介

若年性アルツハイマー症など16種類の特定 第2号被保険者は、がんや関節リウマチ ビスを受けられないのです。 疾病で要介護状態にならなければ介護サー (40歳以上65歳未満)に分かれていますが、 り、

由診療などの保険適用外の医療 医療費については、先進医療や自

状況におかれて初めて公的介護サービスの ば公的介護サービスを受けられると思って により半身不随になっても、公的介護サー 対象外であることを知ると愕然となります。 いる方は多いでしょうから、 ビスが利用できません。要介護状態になれ て要介護状態になったり、50歳で交通事故 そのため、例えば、30歳でがんを発症 実際そういう

通りです。

④給付条件の違い

0) 介 いずれにせよ、 (公的介護保険連動型・独自型)

理解し、不足するようであれば、 でおり、その頻度は増しています。 公的な医療保険・介護保険は改正が相次い 用の原資とする方法なども考えられます。 る終身保険を解約し、解約返戻金を介護費 費用をまかなうといった方法や、貯蓄性のあ おいて、夫の死亡後にその保険金で妻の介護 に死亡保険 (終身保険や定期保険)をかけて ⑤付帯する「特約」(保険料払込免除特約等) ースになる公的制度の給付内容を正しく 民間の介護保険だけでなく、例えば、 昨今の高齢者の増加で 民間の 保障の

給付金の受取期間等によってさまざまであ 給付条件も各社で異なります

時金タイプの民間の介護保険であれば、 分として充当させることもできるでしょう。 減少した本人あるいは家族の収入の補てん 介護費用(支出)だけでなく、介護によって 時金など、自由に使うことができますし、 リアフリーの工事費用、介護施設への入所 貯金のように、介護用品の購入や住宅のバ 民間の介護保険を選ぶポイントは、 例えば、まとまったお金が受け取れる

③保険期間 ②受取方法 (一時金・年金・併用 ①貯蓄性の有無(貯蓄型・掛け捨て型) (終身型・定期型)

おくことをお勧めします 介護保険なども活用しながら早めに備えて